

地域雇用

向こう五年間の「地域雇用開発計画」が固まる

厚生労働省の労働政策審議会は三月二三日、二〇〇六年度から向こう五年間の「地域雇用開発計画」をとりまとめ、川崎厚労相に提出した。

今回は新たに、東北・関西・九州で一五の計画が策定された。雇用の伸びが期待できる「医療・福祉」分野での創業支援（兵庫県）や、産官学連携による新技術開発（大分県）など、地域資源を活かした雇用創出策が寄せられた。

その後、「地方分権」の流れが加速するなか、五年前に同法を改正。「国」から「地方」（都道府県）に指定方式がシフトされ、「地域」の主體的な取り組みを、「国」がバックアップする方式にリニューアルされた。

一方、新たに策定された一五の「地域雇用開発計画」のうち、残りの六地域はすべて「雇用機会増大計画」だ。同計画は、地域内で事業所が不足するなど、「雇用の場」が少ない地域（「雇用機会増大促進地域」）で実施されるもの。国は、新たな就業者を雇い入れるため事業所を新・増設した事業主に、費用の一部を助成する（地域雇用開発促進助成金）。

雇用機会増大促進地域

景気の回復にともない、雇用情勢が改善した東海・北陸地区では「計画終了」となる地域が相次ぐ一方、回復が遅れている北海道・九州では「再計画」や、「新規計画」を策定する地域が存続するなど、依然として地域間格差は解消していないのが実情だ。

計画を実施したい都道府県は、厚労相が定めた「地域雇用開発指針」に基づき、地元市町村の意見を踏まえた「地域雇用開発計画」を策定。関係機関との協議を経たうえで労働局に提出。最終的に、厚労相の「同意」（承認）が得られれば、国から財政支援などが受けられる仕組みだ。

求職活動援助地域

「地域雇用開発計画」は、①雇用機会増大計画②能力開発就職促進計画③求職活動援助計画④高度技能活用雇用安定計画——の四計画の総称。地域雇用政策の「基本法」ともいわれる「地域雇用開発促進法」（一九八八年）に基づき、五年に一回策定されるものだ。

新たに策定されたのは一五の「地域雇用開発計画」。そのうち、半数以上の九計画は「求職活動援助計画」だ。同計画は、求職者に対して求人情報が適切に提供されないことから、労働力需給のミスマッチが生じていると認定された地域（「求職活動援助地域」）で実施されるもの。

「地域雇用開発計画」は、①雇用機会増大計画②能力開発就職促進計画③求職活動援助計画④高度技能活用雇用安定計画——の四計画の総称。地域雇用政策の「基本法」ともいわれる「地域雇用開発促進法」（一九八八年）に基づき、五年に一回策定されるものだ。

国はミスマッチ解消に向け、企業合同説明会などの「地域求職活動援助事業」を展開。実効性を高めるため、地域の実情に明るい事業主団体やNPOなどに事業を委託し、「地域密着型」の就業支援策を進める。

地域雇用開発計画は当初、雇用情勢の悪い地域を「国」が指定するという「中央主導型」だった。

今回認定されたのは、秋田県、滋賀

県、京都府、大阪府、兵庫県（二地域）、愛媛県、福岡県、大分県の八府県内の九計画。そのうち、大阪府では求人情報の提供を年間二四五〇社、愛媛県では企業合同説明会の参加者を五〇〇人とするなど、地域の就職率を向上させる取り組みを予定する。

（調査部 遠藤 彰）

類型別・計画期間別にみた地域雇用開発計画数

地域類型	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
求職活動援助地域	20地域	5地域			4地域	
	38地域					
	1地域					
	1地域					
雇用機会増大促進地域	5地域		6地域			
	37地域	変更2地域				
	4地域					
	1地域					
能力開発就職促進地域	4地域					
	3地域					
高度技能活用安定地域	14地域					
	6地域					

出典：厚生労働省雇用対策基本問題部会資料